## 個人住民税の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)の 記載内容に係る秘匿措置の促進(回答)

一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:秋山收 元内閣 法制局長官)に諮り、同会議からの「プライバシーの保護を図る観点から、納税義務者用の 特別徴収税額決定通知書の記載内容に係る秘匿措置の実施方法や費用等について実態把握し、 その情報を地方公共団体に提供すべきである。」等の意見を得ました。これを踏まえ、平成 28年10月14日に総務省自治税務局にあっせんし、29年1月13日に回答を受領しました。

## (行政相談の要旨)

事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書(以下「税額通知書」という。)には主たる給与所得以外の所得情報(不動産所得、利子・配当所得、一時所得等)や控除情報(障害者、寡婦等)が含まれている。それら他人には知られたくない情報については、プライバシーの保護の観点から秘匿するための何らかの措置を講じてほしい。

(注) 本件は、行政相談委員(滋賀県)が受け付けた相談である。

## (あっせん要旨)

## (回答要旨)

市町村における納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の実施状況を把握し、その集計結果を平成29年1月6日に都道府県を通じて市町村へ提供した。

(集計結果の主な内容)



・実施済み又は実施予定あり:924 市町村(53.1%)

・実施予定なし:817 市町村(46.9%)

② 秘匿措置の方法(対象:924 市町村)

・圧着式:734 市町村(79.4%)

・シール貼付:77 市町村(8.3%)

・その他:12 市町村(1.3%)

·未定:101 市町村(10.9%)

(注)上記の集計結果は、総務省自治税務局による精査の結果、数値が 今後変動する場合がある。





担当部局:総務省行政評価局行政相談課

連絡先 : 行政相談業務室 細川、原田

電 話:03-5253-5425(直通)

FAX: 03-5253-5426

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html